	会 議 録 (要旨)		
平成30年度 第1回 和光	市国民健康保険運営協議会		
開催年月日・招集時刻	平成30年8月7日(火) 13時30)分	
開催場所	和光市役所 全員協議会室		
開 会 時 刻	13時28分		
閉 会 時 刻	14時57分		
出 席 委 員	事 務 局		
石山 恒征	保健福祉部長	星野	裕司
佐々木 好評	保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野	孝治
清水 善行	収納課長	髙橋	雄二
鈴木 正敏	地域包括ケア課長	阿部	剛
和田 百合子	健康保険医療課長補佐	渡部	岡山
織田 朋久	健康保険医療課専門員	大坂	秀樹
佐々木 淳	国保医療政策担当統括主査	斉藤	寛子
佐藤 貴映	ヘルスサポート担当統括主査	梶原	絵里
原彰男	ヘルスサポート担当主任	端山	明子
大友 絹江 (会長代理)			
小田原 紀慧子			
金子 正義 (会長)			
津川 知子			
(13人)			
欠 席 委 員	傍聴 1人		
菅野 隆			
山﨑 操			
(2人)			
会議資料			
備 次第、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6			
考			
会議録作成者氏名	斉藤 寛子		

発言者	会 議 内 容
	1 開会
渡部課長補佐	ただいまより、平成30年度第1回運営協議会をはじめます。
	本日は、新たな委嘱後の運営協議会のため、運営協議会の役割等
	について、関連法令を含めて概略を説明します。
	資料1「国民健康保険運営協議会関連法令」を説明
	なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12
	条第4項の規定により、原則公開となっています。
	また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は
	要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した
	上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。
	2 あいさつ
星野部長	第1回和光市国民健康保険運営協議会にご参集いただきありがと
	うございます。
	国民健康保険制度は平成30年度から運営主体に県が加わること
	や納付金制度の創設など大きく変わり、国民健康保険運営協議会委員
	員の任期も3年間となりました。委員の皆様には、その時々の課題
	につきましてご検討いただきたいと思います。
	平成29年度は形式収支で6億9,500万円余りの繰越金が生
	じ、ある程度の額を基金に積み立てることができるなど、3年間の
	計画の初年度としては良いスタートが切れたと考えています。
	本協議会では、皆様には忌憚のないご意見を述べていただき、よりないない。
	り良い和光市国民健康保険の運営に努力してまいりますので、よろしてお願いします。
	しくお願いします。
	3 委員委嘱
	基野保健福祉部長より各委員へ、委嘱書を交付
	4 会長・会長代理の選出
 星野部長	はじめに、本日の出席状況について事務局より報告願います。

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	本日は全委員 15 名のうち 13 名の委員の方が出席し、半数を超えております。
星野部長	事務局からの報告のとおり、出席委員は13名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。
	会長・会長代理の選出 会長に金子委員、会長代理に大友委員の推薦があり、全委員の了 承により就任
金子会長	あいさつ
大友会長代理	あいさつ
各委員	自己紹介
	5 諮問 星野部長より金子会長へ、諮問書を交付
金子会長	6 報告事項 議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。 佐々木淳委員、津川委員の二人にお願いします。
	それでは、報告事項1「和光市国民健康保険税条例の改正(3月 専決処分)について」、事務局より説明願います。
大野次長	国民健康保険税条例については、地方税法施行令等の改正により、その内容に合わせて改正したものです。法律等の改正が、3月31日付けで改正され、その施行日が4月1日とされたことから、市としては、これに合わせ、3月31日に改正しました。 内容については、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るもので

発言者	会 議 内 容
	す。国保には、所得の少ない方に配慮し、その所得に応じて、7割
	軽減、5割軽減、2割軽減という3段階の法定軽減制度が定められ
	ています。この基準は法律等で決まっているところですが、このう
	ち、今回は、5割軽減と2割軽減について、軽減の対象となる金額
	を引き上げるという内容です。
	5 割軽減の方は、「33 万円+27 万円×被保険者数」で求められ
	る金額以下の所得の方が対象となっていましたが、この基準の「27
	万円」の部分が「27万5千円」に引き上げられました。また、2割
	軽減の方は、「33万円+49万円×被保険者数」で求められる金額
	以下の所得の方が対象となっていましたが、この基準の「49万
	円」の部分が「50万円」に引き上げられたという内容です。
	この改正の施行日は、平成30年4月1日であり、通常、条例の
	改正は議会の議決によることになりますが、議会に諮る時間があり
	ませんでしたので、専決処分により対応しました。
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
M 1.4.	
鈴木委員	5割と2割の軽減について、それぞれ5千円と1万円に引き上げ
28:03	る改正を行ったということですが、影響額はどの程度になっている
	のでしょうか。
渡部課長補佐	軽減の対象は40世帯、80人で、影響額は82万9千円となっ
授即硃及佣任	在機の対象は40世帯、00人で、影響領は02万91112な9 ています。
金子会長	次に、報告事項2「平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別
- 1 A A	会計決算について」、事務局より説明願います。
 大野次長	平成 29 年度の予算現額は、8,485,157 千円であり、これに対
	し、歳入における決算総額は8,651,254千円、歳出における決算総
	額は7,955,997千円となります。この結果、平成29年度の歳入と
	歳出の差である形式収支は、695,257 千円となり、平成30 年度に
	繰り越すこととなります。また、平成29年度末における基金残高

は、491,971 千円であり、形式収支と合わせた剰余金は約 12 億円 となりました。

次に、歳入における予算との差額については、まず、国保税について、特に過年度分を中心に 22,439 千円、療養給付費等負担金について、132,962 千円、国から受けている調整交付金について、68,794 千円、予算を上回りました。

次に、歳出における予算との差額については、支出の中心である保険給付について、一般被保険者分の療養給付が142,964千円、退職被保険者分の療養給付が28,547千円、予算を下回りました。この医療費の支出分については、ある程度の支払いの余裕を持って予算を組んでおりますので、一定額が執行残として残りました。なお、この予算科目における執行率については、それぞれ、96.1%、67.0%となっています。次に、県内市町村間の医療費負担の標準化を目的とした共同事業を実施しておりますが、その共同事業への拠出金が、予定額より221,353千円予算を下回りました。

この歳入、歳出における予算との差額の結果、平成29年度の形式収支は、695,257千円となりました。

全体に占める各項目の割合については、歳出で、医療費の支払いである保険給付費が53%と半分を超えている状況です。その他、制度上の支出として、後期高齢者医療制度への支援金が11%、介護保険制度への納付金が4%、共同事業における拠出金が24%となっています。歳入では、被保険者の皆さんから集めている国保税の割合が全体の18%となっています。なお、国保につきましては、先ほどの支出を国保税ですべてを賄うのではなく、国や県からの支出金、支払基金からの交付金や共同事業における交付金、市の一般会計からの繰入金などを財源としているのがわかります。

渡部課長補佐

次に、平成29年度の被保険者数について、平成29年度は、5.60%減少しています。近年は、減少し続けており、減少幅も大きくなっています。その理由は、国保は74歳までですが、75歳に到達し、後期高齢者医療制度へと移行している方が増えています。また、働く世代の方については、景気の回復で就職等により社会保険へ移行する方が増えています。

また、退職被保険者については、会社等を永くお勤めになった方が退職されて、国保に入ってきた場合に退職被保険者制度に加入するもので、この制度が平成26年度で廃止となり、平成27年度以降は新たに加入する方はおらず、現在は、経過措置の期間となっていますので、年々減少しています。次に、前期高齢者については、平成29年度は、若干減少しております。しかし、全体の被保険者数に占める割合は34%となっており、その率は増加しています。

保険給付費の推移は、国保としてどれだけ医療にかかる負担分を 支払ったかということになりますが、平成29年度については、保 険給付費の総額は2.42%減少しています。これについては、被保 険者数が減少していますので、総額についても減少したということ になります。

一方で、一人当たりの医療費については、平成 29 年度は、 2.94%増加しています。特に、入院、調剤、訪問看護の部分が伸び ています。

疾病別の状況については、入院の医療費の多い疾病は、循環器、 新生物(がん)、精神疾患の順になっています。循環器系疾患の内 訳としては、狭心症や脳梗塞での入院の医療費が多くなっていま す。新生物・がんの内訳としては、肺がんなどの医療費が多くなっ ています。精神疾患では、統合失調症、うつ病などが多い状況で す。

外来では、一番多いのは、内分泌疾患で、糖尿病や脂質異常症などの費用が高いことがわかります。次が循環器で、高血圧症や不整脈、次に新生物で、肺がん、乳がんの費用が多くなっているのがわかります。

入院と外来の合計では、1位が糖尿病、次が慢性腎不全(人工透析)、次が高血圧症となっています。総じてみますと、生活習慣病の占める割合が高いということが言えます。増え続ける医療費の適正化のためには、この生活習慣病の発症の予防と重症化予防の取組をいかに行っていくかということが、保険者として必要となってきます。

国保税収入については、年々減少していることがわかります。平成 29 年度は約 16 億円弱となっており、前年と比較すると 6.70%

のマイナスとなりました。これは、被保険者数の減少が主な要因となっています。一方で、一人当たりの調定額を見てみると、平成29年度は若干減少し、約9万9千円となっています。

国保税の収納率の推移については、平成27年度は下がってしまいましたが、近年は増加傾向にあり、平成29年度は92.32%となりました。

一般会計からのその他繰入金(法定外繰入金)については、国民健康保険は特別会計ですので、その中で収支を均衡させなければならないのが基本となりますが、公費を除いた保険給付等に必要な支出をすべてを保険税で賄うとなると、保険税が非常に高額になるなどの理由から市の一般会計から一定額を繰り入れて税を軽減しています。近年は450,000千円で推移していましたが、平成30年度の制度改正に合わせた国公費の追加投入、基金の活用、そして税率の見直しなどにより、平成30年度からは250,000千円としたところです。参考に、その他繰入金について、県内市と比較した場合、一人当たりの金額はどうかということを見ると、和光市は、県内40市中8番目に多い金額となっており、比較的多くの金額を一般会計から繰り入れている状況にあります。平成30年度では、11番目となっておりますが、県内市の傾向としてみると法定外繰入金は減少していることがわかります。

平成30年度の制度改正と合わせて、県内市における保険税率等の状況については、所得割を引き上げた市は、13市ありました。当市もこの中に入っており、9.1%を10.1%に引き上げています。均等割を引き上げた市は、同じく13市ありました。当市も引き上げており、30,000円から31,200円に引き上げています。課税方式を4方式から2方式へ変更した市は6市ありました。

医療費適正化に向けた取組状況については、まず、生活習慣病重症化予防についての取組について、医療費に占める割合も大きいということをこれまで説明しましたが、この事業は、その中でも糖尿病性腎症の重症化に取り組むもので、症状が悪化して、人工透析に進んでしまう人を防ごうということを目的としたものです。人工透析になってしまうと、年間医療費は1人当たり500万円にもなると言われております。対象者を抽出して、その方の症状の改善、病気

の進行を遅らせようという取組になります。保健指導を行った結果、BMI、血圧について、改善が見られ一定の効果は残しています。また、糖尿病性腎症の際の指標となる、HbA1c:ヘモグロビンエーワンシーについても、参加時の6.2から6ヵ月後の6.0に、マイナス0.2ポイントとなっています。

特定健診・特定保健指導の状況については、特定健診の受診率は43.9%となっています。そのうち、1,160人、受診者の約3割の方が、いわゆるメタボに該当しているということがわかりました。特定保健指導については、対象者は472人で、このうち6か月間の保保健指導を完了した方の割合は17.6%となっています。参加いただいた方のうち、改善した割合は、体重と血圧については、半数を超える方に改善がみられた結果になりました。

特定健診の受診率と保健指導の終了率の推移については、概ね上昇傾向にありますが、受診率・終了率ともに 60%という目標がありますので、その目標には届いていません。特に医療費を抑制させるという点については、17.6%と低い保健指導の実施率を上げていく必要がありますし、医療機関を受診していてもメタボに該当している人も数多くいるのが現状です。この方々についても、いかにアプローチしていくかということが、今後の保健事業の課題であると考えています。

次に、保険者として医療機関からの請求について、資格点検やレセプト点検を実施しています。資格点検では、国保資格を喪失した後の受診について、医療機関へその請求を戻すことなどを行っています。レセプト点検では、医療機関からの請求内容を点検し、再審査申出などを行い、請求額の減額などを行っています。

次に、ジェネリック医薬品利用促進差額通知の発送については、 新薬をご利用の方を抽出し、同様の効果が見られるジェネリック医 薬品をお知らせしています。また、この他に、ジェネリック医薬品 の促進のための取組としては、病院や薬局において、お薬手帳や保 険証と一緒に提出するジェネリック医薬品希望カードや希望シール の配布を行っています。

次に、第三者行為求償については、ケガや病気が、交通事故など 第三者によるものが原因となる場合には、その費用は加害者である

発言者	会 議 内 容
	第三者が負担するべきものですので、そのような原因で保険給付を 行った場合は、加害者にその保険給付分を請求しています。 次に、健康サポート訪問事業については、重複受診者、頻回受診 者や重複投薬、多重投薬に該当する方を対象に、保健師等が訪問 し、医療機関の受診などについて相談を行ったものです。指導の結 果としては、多くの方が薬が減ったなどの効果が出ています。
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
清水委員 55:50	保険給付費の推移について、このうち、前期高齢者分については どの程度なのでしょうか。
渡部課長補佐	保険給付費全体のうち、約58%程度が前期高齢者にかかるものとなります。被保険者数については、全体の約34%が前期高齢者となっていますので、医療費が60歳過ぎたぐらいから多くかかっているという傾向が見られます。
佐々木委員	和光市の保険税率は、埼玉県内で、どれぐらいの位置にいます か。
渡部課長補佐	保険税率の何%とかのみでいうと、だいたい真ん中ぐらいとなっています。和光市は保険税率はそれほど高くはないけれども、所得が高い方が多いので、一人当たり調定額で見ると、県内では上位の方になってきます。
佐々木委員	課税方式を4方式から2方式に変えるねらいというのはどのよう なことでしょうか。また、和光市では2方式に変えるという考えは あるのでしょうか。
渡部課長補佐	これまでは各市町村が保険者だったものが平成30年度から埼玉県も保険者に加わり、県が財政運営の中心を担うことになりました。そこで、埼玉県では、標準的な賦課方式は2方式として定めており、そのような動きの中で、4方式から2方式に変える市が出て

発言者	会 議 内 容
	きており、現在、県内20市が2方式となっています。このねらい
	というのは、4方式では資産割というものがあって、固定資産税に
	かかってくるものですが、固定資産税を支払っているのに、さらに
	国民健康保険税でも資産割を支払うということが二重で支払ってい
	るという考えもあるため、それを解消するといったねらいがありま
1:00:25	す。和光市の状況については、昨年度、国民健康保険税率の改正に
	ついて、この運営協議会において検討を行う中で、課税方式につい
	ても協議を行ってきました。和光市では資産割を1億円程度課税し
	ており、2方式にした場合にはこの1億円をすべて所得割で集めな
	ければならず、その分、所得割の税率を上げなくてはならなくなり
	ます。所得割が高くなると、中間所得者の負担が増えること、ま
	た、平等割についても、その分、均等割を高くすると、世帯員の多
	い低所得者の負担が増えることから、4方式を維持することとなり
	ました。
清水委員	資料の 12 ページに書かれている平成 29 年度の一人当たりその他
	繰入金の金額と 13 ページに書かれている金額が異なる理由は何で
	しょうか。
海拉里 E 岩 <i>什</i>	東岸の左座については、池笠の、フェの原本の仏知はまだ押根
渡部課長補佐	平成29年度については、決算ベースでの他市の状況はまだ把握
	できていませんので、13ページの金額は、他市との比較ができる よう、予算ベースで、被保険者数も見込値で算出した内容となって
	います。12ページについては、和光市の決算ベースで被保険者数
	も年度平均の実数値で算出したものとなっています。
 清水委員	生活習慣病重症化予防の保健指導の対象者は 56 名いて、このう
	ち、不参加の人の理由は何でしょうか。また、参加率を上げるため
	の取り組みはされているのでしょうか。
端山主任	不参加の理由については、自分で管理しているから大丈夫、医者
	から十分な指導を受けているから必要ない、仕事をしている方もい
	るので都合がつかない、などです。
	参加率を上げるための取り組みについては、電話による受診勧奨

発言者	会 議 内 容
	を行い、メリットを伝えています。
鈴木委員	歳入の国庫支出金の財政調整交付金について、予算が 5,000 万円 に対して、大幅に増えているのですが、その理由は何でしょうか。
渡部課長補佐	財政調整交付金については、全国的に医療費に対して財政力が低いところに重点配分されるもので、和光市は、所得が多いので、これまで、医療分について配分されてこなかったのですが、平成29年度については、医療費が多くかかっていることから、医療分が約5,000万円配分され、増額したものです。
鈴木委員	一人当たりその他繰入金についてですが、国保税を低く抑えるために、その他繰入金のほかに、基金から取り崩すことで財源を賄っている部分があるので、その他繰入金に基金からの取り崩し分も足すと、一人当たりの金額は、実際は、もっと増えると思うのですが、どれぐらいになりますか。
渡部課長補佐	和光市は、平成30年度にその他繰入金を2億5千万円、基金からの繰入金を1億3千万円入れていますので、一人当たりにすると、約25,000円となります。そうなると、県内市で比較すると、この表では4番目ぐらいになってしまいますが、他の市も基金からの繰入れを行っていますので、単純に順位は比較できないです。
鈴木委員	他市は、当初予算から基金の繰入れを行って、国保税の抑制を行っているのでしょうか。
渡部課長補佐	例えば、志木市については、その他繰入金を0円として、基金を すべて繰り入れた運営を行っています。
鈴木委員	テレビで海外療養費の不正受給というものを見たのですが、実際 和光市では、海外療養費の申請というのは何件ぐらいあるのでしょ うか。

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	海外療養費の申請については、毎月、数件の申請があり、年間で
	20 件程度ございます。
	そのほか、海外から日本に来て、国保に加入し、日本で高額な医
	療を受けて、帰国してしまうというケースもあり、国から調査があ
	ったのですが、和光市は0件でした。国としては、今後そのような
	案件への対策を講じていくという動きがあります。
佐々木委員	収納率について、平成29年度は前年度と比較して、少し上がっ
	ていますが、和光市は、埼玉県、全国でどれぐらいの順位でしょう
	か。また、国保税を徴収するため、どのような取組をしています
	$\mathcal{D}_{\mathbf{r}}$
髙橋課長	県内順位は、資料がないため、回答できませんが、収納率を上げ
	るための取組としては、納税サポートセンターを活用し、納期を
	20 日過ぎると督促状を送付し、その後、サポートセンターが電話
	をし、納付を促しています。累積している方については、国保は会
	社を退職して加入する場合が多く、所得がない状況の方が多いの
	で、まずは納税相談を行って、分割納付などの対応をとっていま
	す。中には所得も財産もあり納められるのに納めないという方もお
	ります。その方については差し押さえを行い、強制徴収を行ってい
	ます。
	7 諮問事項
金子会長	次に、諮問事項「平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会
	計補正予算(第1号)について」、事務局より説明願います。
大野次長	今回の補正予算は、平成 30 年度当初予算額 7,113,535 千円に
	681,890 千円増額し、補正後の予算額を7,795,425 千円とするもの
	です。
	まず、歳入について、「款4、県支出金」の「普通交付金」にな
	ります。歳出の退職被保険者にかかる療養給付費及び高額療養費を
	増額補正することに伴い、県からの交付金を同額である 26,526 千
	円、増額補正するものです。次に、歳出の国保ラインシステム法改

正対応業務委託料を増額補正したことに伴い、「特別調整交付金 (市町村分)」を同額である 270 千円、増額補正するものです。

次に、「款6繰入金」について、歳出の国保ラインシステムデータ移行業務委託料を増額補正することに伴い、一般会計からの事務費繰入金についても、同額である108千円を増額補正するものです。

最後に、「款7繰越金」について、前年度の歳計剰余金を計上するもので、655,256千円を増額補正するものです。

次に、歳出について、まず、「款 1 総務費」は、国保の月報や各種交付金の申請等で使用している国保ラインシステムについて、パソコンのリース期間満了により入れ替えを行うため、データ移行作業が発生することから、データ移行業務委託料 108 千円を増額補正するとともに、国保制度改革等に伴うシステム改修が必要となることから、法改正対応業務委託料 270 千円を増額補正するものです。

次に、「款 2 保険給付費」について、「項 1 療養諸費」のうち「目 2 退職被保険者等療養給付費」及び「項 2 高額療養費」のうち「目 2 退職被保険者等高額療養費」について、退職被保険者の高額入院等の発生により予算額に不足が生じるため、療養給付費を19,272 千円、高額療養費を6,984 千円、増額補正するものです。

次に、「款6基金積立金」について、歳入と歳出の差分について、財政調整基金に積み立てるもので、527,237千円を増額補正するものです。この結果、補正後の基金残高は、989,209千円となります。

最後に、「款7諸支出金」について、国から概算として交付されていた負担金等について、平成29年度分の実績が確定し返還する分が生じたため、償還金を計上します。「目6療養給付費等負担金償還金」については、保険給付費の定率負担分として交付されるもので、125,895千円の増額補正、「目7療養給付費等交付金」については、退職被保険者にかかる保険給付費に対し交付されるもので、2,013千円の増額補正、「目8その他償還金」については、特定健康診査・保健指導に対し交付されたもので、111千円の増額補正をするものです。

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	今回の補正予算のうち、退職被保険者分の予算額が不足するた
	め、補正予算を計上することになりました。
	退職被保険者の制度は平成 31 年度で終了することから、被保険
	者の人数は減少しています。平成29年度平均で139人だったもの
	が、現在 76 名にまで減少しており、減少率としては、約 45%とな
	っております。これは予想がつくことですので、平成 30 年度の当
	初予算編成にあたっては、被保険者の減少に合わせて大きく減少さ
	せた予算としました。具体的には、療養給付費というのが7割分の
	ことで、平成 29 年度実績の月平均は 480 万円余りですが、300 万
	円ほどに減少させました。しかしながら、今年度の平均は、被保険
	者は大きく減少しているにもかかわらず、そこまで保険給付費が減
	少していない結果になっています。高額療養費についても同様に、
	平成30年度予算では、648千円を見込みましたが、今現在100万
	円を超す費用が発生しております。
	医療費が高額になった理由については、パーキンソン病やクモ膜
	下出血での入院など、医療費の高い疾病が発生しているためです。
	今回の補正予算については、引き続き入院される方や外来で高額
	になる方もいらっしゃいますので、その見込みの中で、不足分を補
	正額としています。
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
鈴木委員	平成 30 年度の保険税の調定額は、対前年度比でいうとどれぐら
	いになっていますか。
渡部課長補佐	一人当たり調定額については、平成 29 年度 99,248 円に対し、平
	成30年度は、104,079円となり、約5%の増加率となっていま
	す。
金子会長	諮問事項について、採決に入ります。
	諮問事項「平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正
	予算(第1号)について」、ご承認いただける方は、挙手をお願い

発言者	会 議 内 容
	いたします。
	(採決) 採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項につい ては、原案のとおり承認いたします。 なお、この結果については、私から市長に報告します。
	8 その他
大野次長	次回の会議日程について
	9 閉会
金子会長	以上をもちまして、運営協議会を閉会します。
	本日は、ありがとうございました。